

(案)

昭島市国民健康保険 赤字解消・削減計画

(H30.2.2)

平成30年3月

昭 島 市

1 昭島市国民健康保険の現状

(1) 制度の安定的な運営の確保に向け、収納率の向上や医療費の適正化などに努めてきたが、現状においても、一般会計からの赤字補てんのための繰入金（以下「赤字繰入金」という。）によりその財政均衡を保っている状況である。

過去5年間の赤字繰入金の状況は次のとおりである。

単位：千円

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
繰入額	1,026,418	832,742	640,454	683,030	697,976

※平成29年度は予算ベース

※その他繰入金のうち保健事業費などを除いたもの

(2) 赤字繰入金の解消・削減に向け、定例的に国民健康保険税の改定を行っている。これは、昭島市国民健康保険運営協議会から2年ごとに保険税率を見直すべきとの答申を受け、具体化したものである。

これまでの取り組み状況は、次のとおりである。

実施年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度
平均改定率	11.20%	6.40%	12.50%

2 赤字繰入金の解消・削減に向けた基本方針

本市における赤字繰入金の解消・削減に向け、取組を進めるための基本方針は、次のとおりとする。

- (1) できる限り市民生活への影響を軽減し、市民の理解を得る中で取組を進める。
- (2) 将来的に赤字繰入額の解消を目指し、長期的な視点に立って、計画的に取組を進める。
- (3) 社会経済情勢や制度の見直しなどに的確に対応する、柔軟性のある取組とする。
- (4) 単に赤字繰入金を解消するだけでなく、本市の国民健康保険の安定的な運営を確保し、国民皆保険制度を維持することにより、市民生活の安全と安心を確保するという、大きな目標を目指す取組として位置付ける。
- (5) この計画は、昭島市国民健康保険運営協議会において検証を行い、必要に応じ、見直しを図るものとする。
- (6) この計画の内容及び取組状況は、市民に広く公開するものとする。

3 赤字繰入金の解消・削減の目標

本市の国民健康保険の状況及び東京都から示された標準税率及び納付金の額を踏まえる中で、赤字繰入金の解消・削減に向けた基本方針に即し、次のとおり赤字繰入金の解消・削減の目標を設定する。

- (1) 平成30年度当初予算においては、これまでの取組の成果や広域化の実施により、赤字繰入金については、一定の削減を行うことができた。これにより、現状の赤字繰入額は、5億6千万円程度となっている。
- (2) この額を2年ごとの国民健康保険税率の改定により、長期的な視点に立って、解消を図る。
- (3) 東京都から示された納付金に関しては、医療分に関してのみ、2年間の激変緩和措置の対象となっている。これが継続されない場合は、国民健康保険運営基金の活用により対応を図るものとする。
- (4) 具体的な削減計画

具体的な削減計画として、別表のとおり、平成30年度（2018年）から平成35年度（2023年）までの6年間の計画を策定する。

4 具体的な取組

国民健康保険税の税率の見直しのほか、次の事項についても積極的に取組み、総合的な対応で赤字繰入金の解消を図る。

- (1) 収納率の維持向上
- (2) 医療費の適正化
- (3) その他、赤字繰入金の解消につながる取組

昭島市国民健康保険赤字繰入金解消・削減計画（平成30年度（2018年度）～平成35年度（2023年度））

年 度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	計画期間の取組結果
保険税率の見直し (国民健康保険運営協議会への諮問)	運営状況を踏まえ、諮問するかどうか判断	運営協議会に諮問	運営状況を踏まえ、諮問するかどうか判断	運営協議会に諮問	運営状況を踏まえ、諮問するかどうか判断	運営協議会に諮問	保険税率の見直しの諮問を3回実施
赤字繰入金の額 (千円)	約 567,000	前年度を上回らない額とする。	約 510,000	前年度を上回らない額とする。	約 453,000	前年度を上回らない額とする。	平成36年度には約396,000となる。
前年度からの赤字繰入金の削減額 (千円)	約 130,000	自然減の範囲	約 57,000	自然減の範囲	約 57,000	自然減の範囲	計画期間内に約244,000を削減

※1 平成36年度（2024年度）以降も、平成32年度（2020年度）及び平成34年度（2022年度）程度の水準で、2年ごとに赤字繰入金の削減を継続する。

※2 2年ごとの赤字繰入金の削減を継続することにより、概ね平成48年度（2036年度）には、赤字繰入金を解消する。

※3 赤字繰入の解消まで20年間程度の継続した取組を行う。